

平成28年（2016年）9月28日

札幌市

平成28年（2016年）第3回定例市議会補正予算（臨時福祉給付金事業費）の概要

○臨時福祉給付金事業費追加

6,414百万円

臨時福祉給付金は、国の施策として、平成26年の消費税率引上げ（5%→8%）の影響を緩和するため、所得の低い方に対し、臨時的な措置として給付しているもの。

この度、国は、この臨時福祉給付金について、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付することを決定したことから、次のとおり、本市における給付事業を行うため、臨時福祉給付金事業費の補正が必要となった。

1 「臨時福祉給付金」概要

| | |
|-------|--|
| 給付対象者 | 平成28年度臨時福祉給付金の給付対象者（本市対象者数：40万人） （基本要件） ①基準日（平成28年1月1日）に札幌市に住民登録があること ②平成28年度の市民税が非課税で、課税者に扶養されていないこと ③生活保護を受けていないこと |
| 給付額 | 対象者1人あたり 1万5千円 |
| 申請期間 | 平成28年10月下旬～平成29年2月15日（予定） |

2 所要見込額

補正前の額 8, 5 1 8 百万円
補正額 6, 4 1 4 百万円
補正後 1 4, 9 3 2 百万円

3 補正財源

国庫支出金 6, 4 1 4 百万円

4 繰越明許費

3 2 0 百万円

（問い合わせ先）

保健福祉局総務部総務課
財政局財政部財政課

TEL 011-211-2932
TEL 011-211-2212